路線名　第一東海自動車道

道路の区域 区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
町田市鶴間七丁目一六〇〇番九から同市鶴間七丁目一四二二番二まで	前	最大 五二 最小 三四	三〇九
	後	最大 五二 最小 三四	
横浜市瀬谷区五貫目町三四番七地先から同市瀬谷区目黒町四七番一〇地先まで	前	最大 五四 最小 三八	一、三七七
	後	最大 五四 最小 三八	
大和市深見字城ヶ岡二四番一地先から同市上草柳六丁目二一八番一六まで	前	最大 七九 最小 三五	二、一六一
	後	最大 七九 最小 三五	

○国土交通省告示第五百六十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社日建学院から代表者の氏名等を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成三十年四月三日　国土交通大臣　石井　啓一

一　代表者の氏名の変更

変更前	西生　一次
変更後	近藤　伸彦

二　役員の氏名の変更

変更前	西生　一次、馬場　栄一、近藤　伸彦
変更後	馬場　栄一、近藤　伸彦、堀井　威良

三　変更の年月日　平成三十年三月一日

○国土交通省告示第五百六十九号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第百十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である株式会社日建学院から代表者の氏名を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成三十年四月三日　国土交通大臣　石井　啓一

一　代表者の氏名の変更

変更前	西生　一次
変更後	近藤　伸彦

二　変更する年月日　平成三十年三月一日

○国土交通省告示第五百七十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成三十年四月三日　国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録番号　3

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　一般社団法人　日本造園組合連合会

(三)　変更後の代表者の氏名　荻原　博行

(四)　変更年月日　平成二十九年六月七日

○国土交通省告示第五百七十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成三十年四月三日　国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録番号　12

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　公益社団法人　全国鉄筋工事業協会

(三)　変更後の代表者の氏名　岩田　正吾

(四)　変更年月日　平成二十九年十二月一日

○国土交通省告示第五百七十二号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成三十年三月二十日に認定したので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月三日　国土交通大臣　石井　啓一

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習

1　名称
京浜急行バス株式会社

2　主たる事務所の所在地
東京都港区高輪二丁目二十番地二十号

3　講習の種類
基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習

1　名称
京浜急行バス株式会社

2　主たる事務所の所在地
東京都港区高輪二丁目二十番地二十号

3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）